

# 東広島市地方就職支援金

令和7年度

# 地方就職支援金とは

・中国地方を除く地域の大学・大学院を卒業・修了し、又は卒業・修了見込の方の東広島市への移住を伴う広島県内への就職を支援するため、広島県と連携して行う「地方就職学生支援事業」を実施しています。

・広島県内の企業の内定を受け、本市に移住した、又はこれから移住しようとしている方のうち、要件を満たす方に、就職活動にかかった公共交通機関の交通費や移住にかかった運送費として、東広島市地方就職支援金を次のとおり交付します。

移転費：上限50,000円

交通費：上限17,000円

# 支援金の支給に関する注意事項

- 予算の範囲内での支給となります。
- 1人につき1回のみでの支給となります。
- 東広島市への移住にかかった運送費又は内定先への就職活動にかかった往復交通費1回分の半額(内定先・就業先からこれらの費用の支給がある場合は、その額を差し引いた自己負担額)が上限額に満たない場合は、その額(1,000円未満切り捨て)を限度とします。
- 交付した支援金を返還していただく場合もあります。詳細は、本資料15ページの返還制度についてご覧ください。

# 支給の要件

次の全ての要件を満たす必要があります。詳細は次ページ以降。

## (1) 移住等に関する要件

- ① 移住元に関する要件
- ② 移住先に関する要件
- ③ その他の要件

## (2) 就業に関する要件

- ① 就業先に関する要件
- ② 就業条件等に関する要件
- ③ 就業開始に関する要件

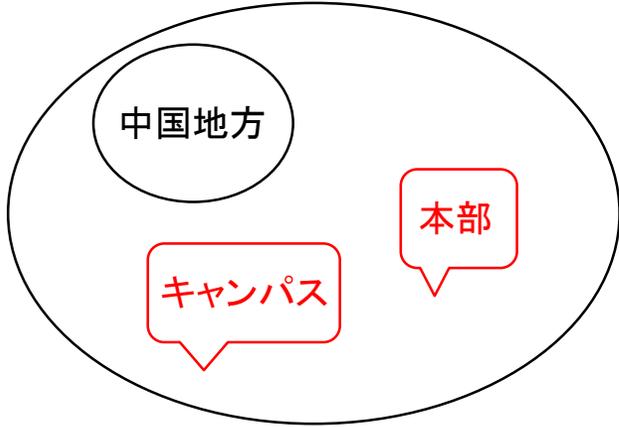
# (1)-①移住元に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に本部がある大学又は大学院の中国地方を除く地域のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学又は大学院を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中(卒業見込み)であること。
- 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に継続して在住している、又は在住していたこと。

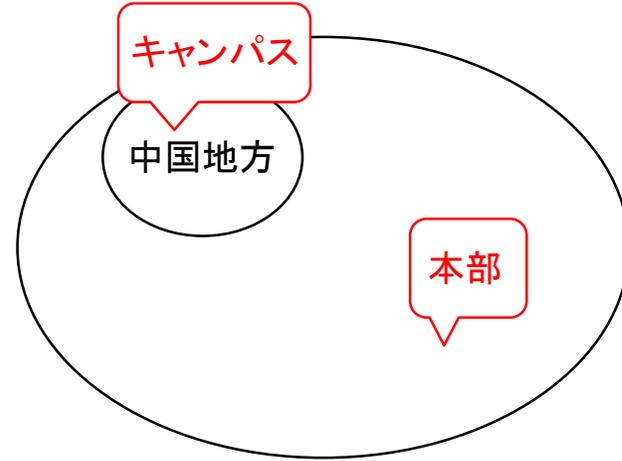
本部: 中国地方以外  
キャンパス: 中国地方以外

対象



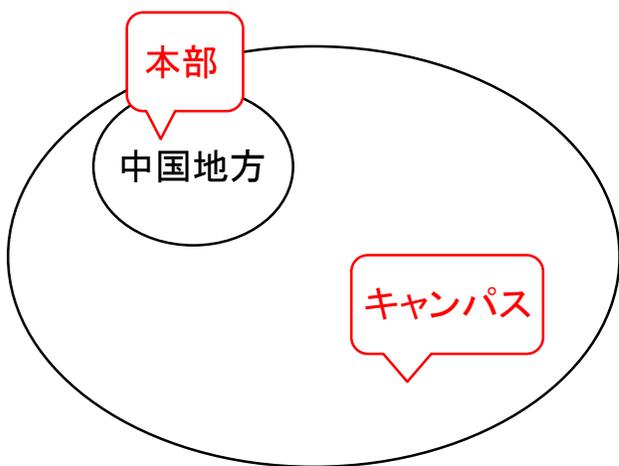
本部: 中国地方以外  
キャンパス: 中国地方

対象外



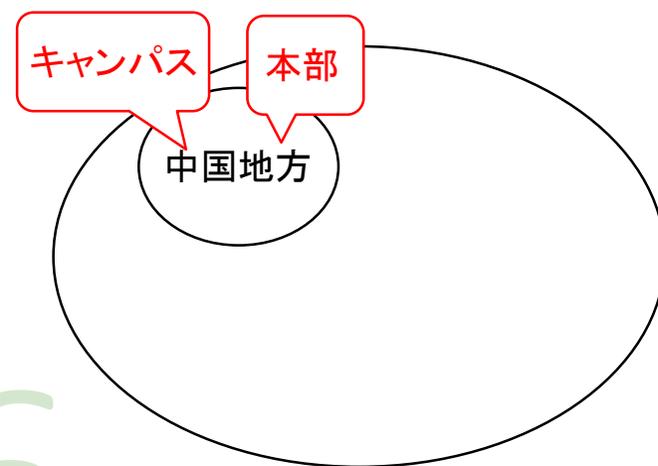
本部: 中国地方  
キャンパス: 中国地方以外

対象外



本部: 中国地方  
キャンパス: 中国地方

対象外



# (1)-②移住先に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 東広島市に移住したこと。ただし、交通費については、広島県内に本社又は事業所が所在する法人に就業することが内定している場合も対象とする。
- 東広島市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に卒業・修了後に、上記内定先法人に就業し、東広島市に移住する意思を有していること。

# (1)-③その他の要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- その他広島県知事又は東広島市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

## (2)-①就業先に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 勤務地が広島県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- 官公庁(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

## (2)-②就業条件等に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- 東広島市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員(※1)としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、東広島市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること(※2)。

※1 広島県内でのみ勤務する社員のことを指します。

※2 勤務地が広島県内に所在しないなど、勤務地限定社員と同等の勤務条件であれば、要件を満たしたものとします。

## (2)-③就業開始に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

# 地方就職支援金の申請手続は？

## 【申請の流れ】

以下のような手順での申請をお願いします。

- ① 支援金の要件(本資料4～11ページ)を確認し、ご自身が支援金の対象となることをご確認ください。
- ② 申請用書類(本資料13・14ページ)をご確認の上、書類を揃えてください。
- ③ 申請用書類に漏れがないことをご確認の上、産業振興課(082-420-0921)までご相談ください。
- ④ 申請用書類を産業振興課宛てにご提出ください。提出方法は、窓口での直接の提出又は郵送のいずれかとなります(提出先は、本資料16ページ)。
- ⑤ 産業振興課から交付決定の可否を通知した上、交付が決定した場合は申請書兼実績報告書に記載の口座に支援金を振り込みますので、3週間程度お待ちください。

# 必要書類(移転費)

支援金(移転費)申請の際には、次の書類が必要となります。  
これらの書類の様式(①、②、⑥、⑨、⑩)は、市ホームページからダウンロードしてください。

- ①東広島市地方就職支援金交付申請に係る提出書類一覧
- ②東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書(移転費)(別記様式第1号)
- ③写真付き身分証明書の写し(提示により本人確認できる書類)
- ④卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業日から1年以内のもの)
- ⑤移転費の領収書
- ⑥就業証明書(別記様式第3号)
- ⑦移住元の住民票、賃貸借契約書の写し等(移住元の居住が確認できる資料)
- ⑧支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑨誓約書(別記様式第5号)
- ⑩同意書(別記様式第6号)
- ⑪①から⑩までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

# 必要書類(交通費)

支援金(交通費)申請の際には、次の書類が必要となります。  
これらの書類の様式(①、②、⑥、⑨、⑩)は、市ホームページからダウンロードしてください。

- ①東広島市地方就職支援金交付申請に係る提出書類一覧
- ②東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書(交通費)(別記様式第2号)
- ③写真付き身分証明書の写し(提示により本人確認できる書類)
- ④在学証明書(卒業・修了学年であることが確認できるもの)
- ⑤交通費の領収書
- ⑥内定証明書(別記様式第4号)
- ⑦移住元の住民票、賃貸借契約書の写し等(移住元の居住が確認できる資料)
- ⑧支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑨誓約書(別記様式第5号)
- ⑩同意書(別記様式第6号)
- ⑪①から⑩までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

# 地方就職支援金には返還制度があります

次のいずれかに該当する場合には、地方就職支援金の交付決定の一部又は全部が取消しとなります。その場合、交付した地方就職支援金を市に返還していただきます。  
(内的先・就業先法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合を除く。)

## 【全額の返還となる場合】

- ・虚偽の申請等をしたとき。
- ・申請日から1年以内に、支援金の要件を満たす内定先法人に就業しなかったとき。  
(交通費のみ)
- ・申請日から1年以内に、東広島市に移住しなかったとき。ただし、申請時に既に東広島市に住民票がある場合を除く。(交通費のみ)
- ・就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職した場合を除く。
- ・移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で、東広島市から転出したとき。

## 【半額の返還となる場合】

- ・移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で、東広島市から転出したとき。

# 支援金を申請する際には、事前にご相談ください

## 【申請期間】

令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)必着

## 【申請手段】

郵送又は持参

## 【申請(郵送)先】

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町8番29号

東広島市 産業部 産業振興課 (市役所8階)

電話 082-420-0921

メール [hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp)